

発行 静岡県司法書士会 業務研究委員会民事信託グループ 「叶(かなう)」

第22号

# 想い叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付せていただいています。

様々な障がいを抱えたお子 さんをお持ちの方は、いわ ゆる「親亡き後問題」がご 心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会 業務研究委員会 民事信託グループ

「叶 (かなう) 」

に所属する私たち司法書士が 皆さんの想いを叶えます!

### こんなこと、 ご相談ください!

- ・子供の将来が不安...
- 私たちの相続はどうすればいいの?
- ・私たち夫婦に代わって、子 供の財産管理を頼みたい!
- ・成年後見を利用したい!!
- ・民事信託って??
- ・子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう?

## ☞ ご相談先は裏面に!

#### 居住用不動産を信託財産とする際の注意点

ただし、次のような点 に注意が必要です。

まず、住宅ローンの有 無について確認しましょう。住宅ローンを返済中 の場合、金融機関と十分 な協議を重ね、その承諾 を得た上で手続きを進め る必要があるからです。

次に、受託者が信託さ れたご自宅を維持管理す るために必要な現金も、 あわせて信託しておく必 要があります。信託によ り所有権は受託者に帰属 しますので、固定資産税 や火災保険料などは信託 財産から拠出する必要が 生じます。また、水回り 等の修繕、バリアフリー 化を含む改修、老朽化に 伴う建替えなど、長期間 にわたって不動産を維持 管理するためには多額の コストを要する点に十分 に注意し、計画的な信託 を設計しましょう。

さらに、住宅での生活が困難になり、施設入所せざるを得ない状況に至った場合の管理や処分について、委託者ご自身の

# 民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします!!

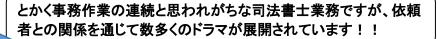
Q・主人が遺してくれた賃貸マンションのおかげで、知的障害を抱えた長女と二人で生活するのに困ることはありませんし、近所に住む姪が長女を気にかけてくれておえい、私の亡き後は長女の面倒を看てもらえることになっています。このような事情から、私の財産は「私→長女→姪」という順番で承継されることを望んでおります。なにか、よい方法はありますか?

A ・ あなたが長女に、長女が姪に、それぞれ財産を承継させる内容の遺言を 遺す方法が最も簡便ですが、長女の障害の程度によっては遺言を遺すことが できない可能性も高そうですね。

ちなみに、あなたが長女に財産を相続させるまではよいのですが、長女にはお子さんもご兄弟もいらっしゃらないということですから、長女が遺言を遺さず亡くなると、遺産はすべて国のものになってしまいます。面倒を看ていただいている姪御さんのためにも、何らかの手当てが必要ですね。

このケースも、民事信託で解決できます。受益者として長女、長女死亡により信託終了、信託終了後の財産帰属先として姪を指定することにより、ご希望どおり財産を承継させることができますね。

このような準備をしておくことで、姪御さんとしても安心して長女のお世話をすることができることでしょう。







依頼者の白い Y シャツの胸ポケットには、いつも万年筆とボールペンがささっていた。

「素敵なペンですね」と私が話 しかけると、いつものように依頼 者の昔話が始まった。

依頼者のお店が雑貨屋になって 数年経つ。現役を引退した依頼者 は、今では長女にお店の切り盛り を任せているが、妻と共に何十年 もの間、自宅兼店舗のその場所で 万年筆とボールペンを販売し、修 理をしてきた。

そう、その街では知る人ぞ知る 老舗の文房具屋でだったのだ。 ある時、知り合いの紹介で、私 は依頼者の財産管理について相談 を受けるようになった。何回か通 わせていただくうちに、家族全員 と家族会議を開くことが毎月の恒 例行事となった。

参加者は、依頼者と妻と長女。 少し遠くに住んでいる二女が、都 合がつく限り参加するという感じ であった。

私は、その家族会議に参加する のが楽しみだった。

依頼者の話は、いつも万年筆とボールペンの話。妻は、お店を切り盛りし、いかにお店の売上げを支えてきたのかという話と、多くの企業に出入りし文房具を売りさばいてきた武勇伝。

そして、話の中盤に差し掛かる と、いつも妻が涙ぐみながら、と きには溢れる涙をこらえることも なく、どんな想いで子供二人を育 ててきたかを語っていた。

娘たちもそれを遮ることなく黙って頷きながら、ときに涙ぐみながら自分たちを育ててくれた母の話を聞いていた。依頼者は、それを俯瞰するように眺め、少し笑み

を浮かべながら、家族全員を包み 込むように頷いていた。私もとき どき、一緒に泣いた。

依頼者としては、将来、土地と 建物を処分し、妻と共に施設に入 ることを視野に入れていた。

思えば、依頼者と妻が必死に商 売を続け、両親の背中を見ながら 長女と次女がすくすくと育ったそ の家は、繁華街のど真ん中。時代 の流れと共に、周囲の風景が変わっていった。気づいたときには、 5軒続きの店舗の中で商売を続け ているのが依頼者の店だけとなっ ていた。毎回の家族会議は繁華街 の懐かしい歴史を振り返る時間で もあった。

何回かの家族会議を経て、民事 信託を活用し、お店の切り盛りを 任せている長女に土地と建物の処 分を託すことに決まった。

依頼者と妻は、安堵の表情と共 にどこか寂しさも感じる表情を浮 かべていた。

ただ、依頼者の白い Y シャツの 胸ポケットにささっている万年筆 とボールペンは、相変わらず素敵 であった。

#### 平成30年度 第1回沼津支部研修会

レジュメ

第1講 「信託法の基礎」

第2講 「信託契約と信託目録」

(講師) 静岡県司法書士会浜松支部 小出洋史 氏

#### 研修会にお招きいただきました!

先日、静岡県司法書士会沼津支部の研修に、民事信託の講師としてお招きいただきました。

3連休の初日にもかかわらず、47名ものご参加をいただいたことに民事信託の関心の高さを窺い知ることができました。

司法書士のみを対象とした講義のため、やや専門的な内容を準備していました。このため「講義についてくることができない方がいるかも・・・」と心配もしていたのですが、多くの参加者から「疑問点が晴れた」などと満足の声をいただくことができました!

# ご相談・お問い合わせはこちらへ!!



☎ 053-589-5745
【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。